

～フランスにおける「アルコール検知器」車内装備義務化について～

フランス国内においては、2012年7月1日から、車内におけるアルコール検査器具（Ethylotest）の常備が義務付けられることとなりました。フランスに自動車・二輪車で渡航される方、あるいはフランス国内で運転を予定されている方はお気をつけください。詳細は次のとおりです。

（1）2012年2月28日付政令により、2012年7月1日から原付バイクを除く全ての車輻にアルコール摂取量の検査器具（Ethylotest）を常備することが義務付けられました。

（2）7月1日より実施され、11月1日以降は違反者へ違反切符が切られますのでご注意ください（罰金11ユーロ）。

（3）なお、検査器具は、アルコールを供する飲食店、薬局、スーパー、オートショップ等で販売しています。

（4）政令の概要

- 血中アルコール濃度が 0.5g/l（呼気アルコール濃度が 0.25mg/l）以上の状態で車を運転することは禁止されている。
- アルコール検査は人身事故及び交通違反の場合、必ず行われる。また、ランダムに実施されることもある。
- 血中アルコール濃度が 0.5g/l～0.8g/lの場合～罰金及び減点、場合によっては免許停止。
- 血中アルコール濃度が 0.8g/lを超える場合～治安当局による即時罰則が科されるのに加え、司法当局による罰則が科される。

（5）政令の詳細は、(<http://vosdroits.service-public.fr/F2881.xhmtl>)（仏語）をご覧ください。